News Release



環境省同時発表

平成 25 年 5 月 13 日

ストックホルム条約第6回締約国会議(COP6)が開催されました

平成 25 年 4 月 30 日から 5 月 2 日までジュネーブ(スイス)において、ストックホルム条約(POPs条約)の第 6 回締約国会議(COP6)が開催され、新たに 1 種類の物質(ヘキサブロモシクロドデカン: HBCD)が同条約の附属書 A(廃絶)に追加されることが決定されました。

この物質については、今後、国際的に協調して製造・使用等の廃絶に向けた取組を行うこととなります。また、過去に附属書に追加された化学物質の代替物質の評価、個別の適用除外に関する今後の作業計画などについての議論が行われました。

1. 第6回締約国会議の概要

(1)開催地・会議期間

開催地:ジュネーブ(スイス)

会議期間: 平成 25 年 4 月 30 日(火)~5 月 2 日(木)

(決議案の最終採択のみ5月9日(木))

(2)主な議題

- 条約への新規規制物質の追加(ヘキサブロモシクロドデカン:HBCD)
- 〇 過去に附属書に追加された化学物質(パーフルオロオクタンスルホン酸:PFOS)の代替物質の評価
- 〇 個別の適用除外に関する今後の作業計画(PFOS、ブロモジフェニルエーテル)

(3)出席者

会議の議長はオスバルド・アルバレス・ペレス氏(チリ)が務め、我が国からは、外務省、経済産業省及び環境省から構成される政府代表団が出席しました。

2. 会議の成果

会議では、各国からの意見を受けて、個別のテーマに沿って集中的な議論が行われました。

会議の主な成果としては、次のとおりです。

(1)条約への新規規制物質の追加

第 8 回残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)において今次締約国会議に対して附属書A(廃絶)への追加の勧告が行われた1物質(HBCD)について、下記の表のとおり、附属書への追加が決定されました。この物質については、今後、条約の下で、国際的に協調して、その製造・使用等を廃絶することになります。

この決定により改正される附属書の発効は、附属書への物質追加に関する通報を国連事務局が各締約国に送付してから 1 年後になります。我が国においては、それまでに、条約で定められている規制内容に基づき、国内で担保するための所要の措置を講ずることになります。

また、バーゼル条約に対して、同物質を含む廃棄物の環境上適正な管理を進めるためのガイドラインの作成などの技術的検討を要請しました。

〇附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ヘキサブロモシクロドデカ	難燃剤	・製造・使用等の禁止
ン:HBCD		(以下の用途を除外する規定あり)(注)
		- 建築用のビーズ法発泡ポリスチレン
		及び押出発泡ポリスチレンに用い
		る当該物質の製造及び使用

- (注):①適用除外の規定については、その効力が発効した日から 5 年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われることになっています。
 - ②日本としてこれらの用途を適用除外とするか否かについては、今後、国内で検討する こととしています。
- (注意)上記の表中の情報は省略・簡略化しているため、規制内容の詳細については、下記 の条約事務局のホームページから会議文書をご覧ください。

POPs条約ホームページ(英語): http://www.pops.int/

(2)過去に附属書に追加された化学物質(パーフルオロオクタンスルホン酸:PFOS) の代替物質の評価

2009 年の第 4 回締約国会議(COP4)で規制物質に追加された PFOS(界面活性剤)に関し、その代替候補物質の用途や安全性についてPOPRCで情報収集・検討した結果が報告され、今後、引き続きPOPRCで作業を続けることになりました。

(3)個別の適用除外に関する今後の作業計画(PFOS、ブロモジフェニルエーテル) 2009 年の第 4 回締約国会議(COP4)で規制物質に追加された PFOS(界面活性剤)及び 4 種類のブロモジフェニルエーテル(BDE)(難燃剤)については、いくつ

かの用途に対して適用除外が条約上で認められています。これらの適用除外について、PFOS については 2014 年に各国の状況を調査し、2015 年の第 7 回締約国会議(COP7)において、BDE については 2015 年に各国の状況を調査し、2017年の第 8 回締約国会議(COP8)において、これらの適用除外が引き続き必要であるかを評価するための作業計画について、今次締約国会議において合意しました。我が国は、エッチング剤、半導体用レジスト、業務用写真フィルムの製造時のPFOS 使用について規制の適用除外を認めていますが、今後、本 COP で合意されたこれら適用除外の見直しにかかるプロセスに合わせて、国内の実態調査を行う予定です。

【参考】残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)とは

POPs条約とは、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル(PCB)、DDT等の残留性有機汚染物質(POPs:Persistent Organic Pollutants)の、製造及び使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約です。対象物質については、POPs検討委員会(POPRC)において議論されたのち、締約国会議(COP)において決定されます。

締約国会議で規制対象物質の追加が決定された後、日本など条約を批准している加盟国は、これらの物質の製造、使用等を国内の法令で規制することにより、 条約の内容を担保することになっています。

経済産業省関連情報ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html

POPs条約ホームページ(英語)

http://www.pops.int/

POPs条約の加盟国(英語) <Ratificationの欄に日付の記載がある国>

http://chm.pops.int/Countries/StatusofRatification/tabid/252/language/en-US/Default.aspx

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質管理課長 三木 健

担当者:田村、花輪、枝

電 話:03-3501-1511(内線 3691~5)

03-3501-0080(直通)